高齢者福祉サービスをご利用ください

問 高齢者支援課（TEL 048-736-1114）

支えあいや見守り

高齢者世帯調査（緊急連絡先登録）

1人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯など、高齢者世帯の状況および地域の実情を把握し、緊急時の対応に備えるため実施しています。

対象 …①75歳以上のみで構成される世帯　②75歳以上の者が75歳未満の家族と同居する世帯のうち、同居の家族が高齢者を養護することが困難な状況にあると認められる世帯

費用 …無料

高齢者安心見守り事業

いきいきクラブ連合会の会員が定期的に電話し、健康状態などを伺います。

対象 …65歳以上の1人暮らし、または高齢者のみの世帯などで、市による安否確認が必要と認められる人

利用回数 …週1回　※㈪～㈮のうち、希望の曜日

費用 …無料

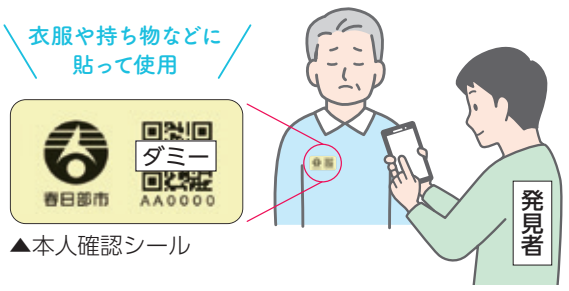
ひとり歩き高齢者等保護対策事業

認知症などで、外出して行方不明になってしまう高齢者の衣服や持ち物に貼る「本人確認シール※」を交付します。

※行方不明時に、発見者がスマートフォンで二次元コードを読み取ると、当人の家族宛てにメールが自動送信されるもの

対象 …65歳以上、もしくは40歳～64歳で、介護保険法による要介護または要支援の人

費用 …無料（追加や再交付は実費負担）



▲本人確認シール

介護する家族への支援

重度要介護高齢者手当支給

身体上または精神上の障がいのため、日常生活に著しく支障がある在宅の高齢者に手当を支給します。

対象 …次の要件全てに該当する人
●65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険法における要介護4または要介護5に該当し、本人が市民税非課税　●在宅重度心身障害者手当を受けていない　●特別障害者手当、経過的措置による福祉手当を受けていない　●介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所していない

支給額・支給月 …月額5千円（9月、3月の年2回支給）

家族介護用品支給

紙おむつ、尿とりパッド、ドライシャンプー、清拭剤（せいしきざい）を支給します。

対象 …おおむね65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険法における要介護4または要介護5に該当する市民税非課税世帯の人

利用回数 …月1回まで

費用 …支給品に掛かる経費（1カ月、税抜き6千円を上限）のうち1割相当分

高齢者の日常生活支援

補聴器購入費補助

高齢者の積極的な社会参加を支援するため、補聴器本体の購入に要する費用の一部を補助します。

対象 …次の要件全てに該当する人
●市内在住の65歳以上　●②市民税非課税世帯に属するまたは生活保護世帯に属する　●両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない　●耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた（意見書による）

※上記対象要件の他、**窓口での事前相談が必須**です

補助額 …片耳・両耳を問わず2万円上限

※1人1回限り

注意事項 …●補助の対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体の購入費のみ　●購入前に必ず事前申請が必要。交付決定前に購入した場合は補助の対象外　●毎年度予算の範囲内での補助となり、申請締め切りは毎年2月末日

緊急通報システム

家庭内で急病などの緊急事態が起こったときに、ワンタッチで受信センターにつながり、緊急車両の手配や健康相談にも応じることができる装置を貸し出します。

※固定電話への取り付け必須。他機器との併用不可

対象 …おおむね65歳以上で1人暮らし（疾病などの理由のある人）、高齢者のみの世帯や障がい者または未成年者と生計を同一にする世帯で、利用することが必要と認められた人

費用 …無料（通話料、電気料は利用者負担）

配食サービス

栄養バランスのとれた食事を自宅に配達し、安否の確認を行います。

対象 …おおむね65歳以上の1人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、サービスを利用することが必要と認められた人

利用回数 …㈪～㈯の昼食・夕食のうち週6回まで

費用 …1食400円

日常生活用具給付

心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な人に日常生活用具（火災警報器・自動消火器・電磁調理器）を給付します。

対象 …おおむね65歳以上の1人暮らし、高齢者のみの世帯で、市民税非課税世帯の人

費用 …無料（給付は種目ごとに1世帯につき1個）

※申請には対象品目の見積書が必要。交付決定前に購入したものは対象外

市では、長寿祝金・記念品の贈呈、元気アップ教室の開催などの他、ふれあい大学・大学院を開講しています。また、各地域にはいきいきクラブ（全36クラブ）があり、健康づくり運動やグラウンドゴルフなどのスポーツ活動、趣味の活動、三世代交流事業などを行っています。

人権それは愛
カスタマーハラスメントと人権～お互いの尊厳を大切にするために～

問 人権共生課（TEL 048-736-1130）、社会教育課（TEL 048-739-6808）

私たちは日常生活の中で、買い物や公共サービス、飲食店の利用など、さまざまな場面でサービスを受けています。その際、「お客さま」という立場から、不満や要望を伝えることは決して悪いことではありません。しかし、その伝え方によっては、相手を深く傷つけてしまうことがあります。大声での叱責（しっせき）や人格を否定するような発言、長時間にわたる執拗（しつよう）な要求などは、対応する人の心身に大きな負担を与え、安心して働く環境を損なう行為となります。

埼玉県においては、令和8年7/1にカスタマーハラスメント防止条例が施行され、こうした行為を、社会通念上許容される範囲を超え、就業環境を害するものと定義し、社会全体でその防止に取り組むことが示されました。また、事業者には防止に向けた基本方針の作成・公表をすることなどが求められています。

人権とは、立場の違いに関わらず、誰もが尊重されるべき権利です。サービスを受ける側と提供する側は、対等な関係であることを意識し、相手の立場に配慮した言動を心がけることが重要です。

相手を思いやる気持ち、すなわち「愛」を持つことが、誰もが安心して働き、暮らせる地域社会の実現につながるのではないでしょうか。

埼玉県では、12/4～10の期間を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」として定めています。

